正直者は得をする。

京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議議長　　藤井　聡
（京都大学教授　『なぜ正直者が得をするのか』（幻冬舎新書）著者）

「正直者がバカを見る」、とよく言われます。

だから、タクシーの客待ちの問題でも、「正直者の乗務員」ほどバカを見て、違法な客待ちをするような「マナー違反の乗務員」の方が得をするだろう、とお感じの方も多いかもしれません。

確かに「短期的」にはそうかも知れません。

しかし、よくよく長い目で考えると「マナー違反」は“損”をもたらし、結局は「正直者の振る舞い」は“得”をもたらします。

まず、皆がマナー違反ばかりしていたら、道路が渋滞します。このチラシでも紹介したように、四条通だけで年間１１億円もの経済損失があります。もし皆が「正直者」なら、この１１億円の「損」は、無かったはずなのです。

もちろん、「マナー違反の乗務員」は、「そんな１１億円は他人の“損”で、自分の“損”じゃない！」と考えるかもしれません。

しかし、長い目で見ると、皆がマナー違反ばかりしていれば、その内、警察や運輸局がより厳しい取り締まりをせざるを得なくなってしまうでしょう。そうなると、「マナー違反」は、「営業の制限や停止」を招き、結局、“大損”をもたらしかねません。

そして何より、取り締まりが厳しくなれば、タクシー業界全体の収益が下がり、結局は、互いにクビを締め合うような厳しい事態にも、なってしまいます。

そんなひどい未来を避けるためにも、皆で少しずつルールとマナーを守るように心がけておくことの方が、結局は皆が「得」をするタクシー社会となるに違いないのだろうと、思えるのです。

「京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議」は、そんな思いの下、タクシー業界団体及び関係行政機関の連携の下、設置されたものです。

ぜひ皆様、ご協力の程、どうぞ、よろしく御願いいたします。

四条通のタクシー違法駐車で，１１億円（/年）の渋滞損失が生まれています。

違法駐車等による，四条通の速度低下により，

本来は２～３分で通過できるところが１０分以上かかってしまう，

といった“時間のロス”が生じています。

↓　全車両の時間のロスを金額に換算すると…※

四条通の渋滞損失：年間約１１億円

※『費用便益分析マニュアル（国土交通省 道路局 都市・地域整備局）』に記載の時間価値（円/台・分）で換算〔平成20年価格〕

交差点・バス停等でなく，タクシー乗り場で客待ちを。

「京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議」

京都タクシー業務センター，社団法人京都乗用自動車協会，全京都個人タクシー共済協同組合，協同組合京都個人タクシー協会，京都市個人タクシー事業協同組合，協同組合京都個人タクシー昌栄会，個人タクシー互助協同組合，国土交通省近畿運輸局京都運輸支局，京都府警察本部交通部駐車対策課，京都市都市計画局歩くまち京都推進室，京都市文化市民局市民生活部，京都市交通局自動車部

四条通のタクシー駐停車の問題

四条烏丸付近での客待ち

四条通（烏丸通～東洞院通）では，
タクシー乗り場以外での駐停車が
よく見られます。
タクシー乗り場手前での
駐停車は**違法**です。

交差点内での客待ち

四条河原町では，
交差点内での駐停車が
よく見られます。
交差点内での
駐停車は**違法**です。

【タクシー乗り場とタクシー違法駐停車台数】

※H 20.11.18（平日）5時～22時の17時間調査

チェック!!

●駐停車禁止場所（利用客の乗降，客待ちができない場所）

- 駐停車禁止の標識や表示がある場所
- 交差点，横断歩道，自転車横断帯，踏切，軌道敷内，坂の頂上付近，勾配の急な坂又はトンネル
- 交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分
- 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- バス，路面電車の停留場の標示柱から10メートル以内の部分　・・・・・等

●駐車禁止場所（客待ちができない場所）

- 駐車禁止の道路標識等のある場所
- 駐車場や車庫などの自動車用出入口から3メートル以内の部分

・・・・・等

【出典：道路交通法】